

栄区子育てひろば私立常設園 新規実施園募集 質疑への回答

番号	質疑内容	回答
1	専任従事者に記載するのは、正職員（給付の雇用状況表に記載されている者）でも可かどうか。（補助金は使用しないことを前提として。）	雇用状況表に記載する正職員を、専任従事者とすることは可能です。ただし、その場合、専任従事者として子育てひろばに従事する時間は、雇用状況表に記載する時間数から差し引いてください。（保育に従事する時間と子育てひろばに従事する時間を重複させることはできません。） なお、本事業では、専任従事者を置くことを前提として対象経費と補助額を定めていることから、「専任従事者に補助金を使用しない」ことはできません。
2	専任従事者に記載するのは、現在休業中で令和6年度4月より復帰予定の職員でも可かどうか。	可能です。今回の申請では、見込みを記入してください。なお、実施園に選定された場合で、かつ当該職員が復帰しなかった場合は、別に専任従事者を指定する必要がある点にご留意ください。
3	「補助額は週5日かつ1日5時間以上開設する場合は5,149,000円を上限とする。」とのことですが、例えば、専任従事者の賃金以外にも、「子育てひろば」私立園（常設以外）の時には、資金不足で呼べなかったような、育児講座の講師・ゲストを呼ぶ（名の知れた講師・ゲストなど）というようなことも補助金の用途として可能でしょうか。その場合、1講師・ゲストあたりの上限はあるのでしょうか。	「横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領」では、育児講座について、認定こども園及び保育所の特性を生かして実施いただく趣旨から、「講師の選定にあたっては、認定こども園及び保育所の職員、区役所職員ほか、児童相談所等関係機関の職員を選定するよう努める」としています。その上で、必要に応じて、外部の講師・ゲスト等を呼ぶことは差し支えありません。 また、講師謝金の限度額は、特に設けていません。
4	補助金の用途として、保護者の方（や子どもたち）が語り合って仲を深めていく際に、ドリンクやお菓子等を準備したいのですが、そういったものにも使用できますか。	使用できません。 利用者の飲食にかかる経費は、実費徴収が想定される経費として、「横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱」別表第2に掲げる対象経費に含めていません。
5	「育児講座」や「交流保育」、「子育てサークル活動の育成、支援」についてまだ園の来年度の年間予定が立っていないため、申請の段階では、おおまかなテーマ、内容の記載でもかまいませんか。	計画の内容については、申請の段階でできる限り具体的にご記載ください。 なお、実施園に選定された場合に、申請時の計画と同等の取組が実施されるならば、テーマ、内容、時期等を変更することは差し支えありません。
6	施設の地域開放の実施日数は、子育てひろば私立常設園にあつては週3日以上とのことですが、週3日（毎週月～水）園庭を開放する場合、代休や行事準備、行事等で行えない日、雨天の日は、開放出来なくてもかまわないのでしょうか。	施設の地域開放について、代休や行事等の場合は、実施できずに週3日未満となることは差し支えありません。ただし、実施しないことについて、利用者等にあらかじめホームページ等で十分な情報提供をしてください。 雨天の場合は、地域交流室や、それに代わる遊戯室等を確保して実施してください。
7	施設の地域開放の全ての時間を職員配置することが難しい場合、実施している間の一部の時間帯でもかまいませんか。	施設の地域開放に限らず、子育てひろば開設時間中は、専任のスタッフを配置してください。